



「7.9 南木曾町豪雨災害義援金」を募集します

平成 26 年 7 月 9 日に発生した南木曾町豪雨災害により、被災された方々を支援するため、義援金を下記のとおり受け付けます。

1 受付期間

平成 26 年 7 月 16 日（水）から平成 26 年 8 月 29 日（金）まで

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 義援金の受付方法

(1) 募金箱

募金箱を県庁及び県合同庁舎の受付等に設置します。

受け付けた義援金は直接、南木曾町へ送金します。

(2) 義援金口座へのお振込

下記口座へお振り込みください。八十二銀行本店又は各支店の窓口からのお振込は手数料無料です。（ただし、日本赤十字社長野県支部長宛ての振込手数料は、7 月 18 日（金）から無料となります。）

なお、銀行の窓口受付は、午前 9 時から午後 3 時までです。

金融機関	口座番号	口座名
八十二銀行 南木曾支店	(普) 185379	南木曾町災害対策本部 (ナギノマサカゲイサキホウ)
八十二銀行 本店営業部	(普) 1199249	日本赤十字社長野県支部 支部長 (ニホンセキジユウジシヤカゲケンシブシブチョウ)

※ 口座は増設される場合があります。

(3) 日本赤十字社の窓口受付

日本赤十字社長野県支部、県内市町村の赤十字窓口、県内の赤十字病院、血液センター及び松本赤十字乳児院で受け付けます。

3 税制上の措置

所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」として扱われます。

銀行振込により上記の口座に送金していただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受領書をもって寄付控除等を受けるための領収書（証明書）に代えることができます。

4 領収証明書の発行について

領収証明書が必要な方は、お手数ですがご入金いただく際、各窓口（県庁にあっては会計課、各合同庁舎にあっては地方事務所地域政策課）にお申し出ください。領収証明書発行受付表にご記入いただきますと、後日、南木曾町から証明書が発行されます。

また、赤十字社の窓口を利用された方で、受領書を希望される方は、その旨をお申し出いただきますと、後日、日本赤十字社長野県支部から受領書が発行されます。

5 お問い合わせ先

機関名	電 話 () 内 FAX	ホームページ
長野県 (会計局会計課総務係)	026-235-7351(直通) 026-232-0111(代表) 内線3814 (026-235-7368)	http://www.pref.nagano.lg.jp/
南木曾町役場	0264-57-2001 (0264-57-2270)	http://www.town.nagiso.nagano.jp/
日本赤十字社 長野県支部	026-226-2073 (026-223-4181)	http://www.nagano.jrc.or.jp/

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画推進中）



会計局会計課総務係
(課長) 石黒 真一 (担当) 太田 義浩
電話：026-235-7351 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3814
FAX：026-235-7368
E-mail kaikei@pref.nagano.lg.jp